

監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を下記のとおり執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和7年12月1日

山形市監査委員 山川稔彦

同 伊藤明彦

同 鈴木進

記

1 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象団体等

監査対象団体	所管部課等	監査対象とした項目及び金額
株式会社表蔵王 ベルタウン	企画調整部 公共交通課	道の駅やまがた蔵王指定管理料 65,156,762円
公益財団法人 山形市文化振興 事業団	文化スポーツ部 文化創造都市課	出捐金 50,000,000円 山寺芭蕉記念館指定管理料 69,086,000円 最上義光歴史館指定管理料 42,973,786円

(2) 監査の期間 令和7年10月2日から令和7年11月26日まで

(3) 監査の範囲

令和6年度の財政援助等に係る団体の出納その他の事務事業の執行状況及び所管部課等の事務の執行状況

(4) 監査委員の除斥

伊藤明彦委員は、株式会社表蔵王ベルタウンの監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

(5) 監査の結果

団体又は所管部課等名	監査の結果
株式会社表蔵王 ベルタウン	指摘事項 次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。 1 道の駅やまがた蔵王の利用料金徴収事務において、次のようなものがあった。 (1) 市長の決定が無いまま、減免基準が適用され、利用料金が50%減額されているもの (2) 利用料金の納入について、使用開始日の14日前までに納入されていないもの ・ 車中泊施設以外 (3) 使用許可申請書の様式の変更について、あらかじめ市長の承認を受けていないもの

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設） ・ 山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設以外）
企画調整部 公共交通課	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 道の駅やまがた蔵王の利用料金徴収事務において、山形市道の駅使用許可申請書（車中泊施設）の様式を変更していることを認識しているにもかかわらず、市長の承認の手続きを行っていなかった。</p>
公益財団法人 山形市文化振興事業団	<p>指摘事項</p> <p>次のとおり是正又は改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。</p> <p>1 山寺芭蕉記念館の利用料金徴収事務において、市長の決定が無いまま減免基準が適用され、利用料金が全額免除されているものがあった。</p> <p>2 公益財団法人山形市文化振興事業団の会計経理事務において、次のようなものがあった。</p> <p>(1) 正規の勤務時間を超えて又は勤務を要しない日に勤務を命じているにもかかわらず、使用者と労働者との書面による協定がされていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山寺芭蕉記念館指定管理 ・ 最上義光歴史館指定管理 <p>(2) 時間外勤務手当の一部が支払われていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山寺芭蕉記念館指定管理 ・ 最上義光歴史館指定管理 <p>(3) 契約書に仕様書別紙が添付されていないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山寺芭蕉記念館保安警備業務及び最上義光歴史館保安警備業務

(6) 準 抱 基 準 山形市監査基準

(7) 監査の着眼点

ア 団体（財政援助団体）に関する監査

当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。

イ 所管部課等に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(8) 監査の方法

監査の対象団体及び所管部課から提出された監査資料に基づき、関係書類を抽出調査とともに、関係職員からの聞き取り等により監査を実施した。